

～就学援助制度のお知らせ～

給食費などの経費の一部が後で援助される制度です



東栄町では、経済的な理由で お子さんが 小・中学校へ就学することが困難な方に対して、一定の基準に基づいて、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

1 援助を受けられる方

次の(1)または(2)に該当する東栄小学校、東栄中学校に在学する児童生徒の保護者

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 次のいずれかに該当し、上記(1)に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる方
 - ・ 生活保護が停止又は廃止された
 - ・ 世帯全員の町民税が非課税である
 - ・ 町民税、個人事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料のいずれかが減免された
 - ・ 児童扶養手当が支給された
 - ・ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けた
 - ・ その他、経済的な事情により援助が必要な方

2 申請の方法

申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、必要書類を添付して4月末までに東栄町教育委員会学校教育係へ提出してください。(5月以降の申請は、申請書の提出月からの支給となります)

援助を受けたい理由	必要書類
1 生活保護を受けている	決定通知書の写し
2 生活保護が停止又は廃止された	
3 町民税が非課税又は免除された	町民税非課税証明書
4 個人事業税又は固定資産税が減免された	減免決定通知書の写し
5 国民年金保険料、国民健康保険料が減免された	
6 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書または認定通知書の写し
7 生活福祉資金貸付制度の貸付けを受けた	貸付決定通知書の写し
8 失業対策事業適格者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である	左記状況が確認できる書類の写し
9 その他、経済的な事情がある	生活状況申立書、 5月までの申請：源泉徴収票・確定申告書写 6月以降の申請：所得証明書

* 所得税又は住民税の申告が済んでいない方は、審査ができず、保留扱いとなりますので、収入の有無にかかわらず税の申告をしてください。

3 援助の決定

○教育委員会で申請理由、所得状況、家庭の事情等を審査し、援助が必要と認められれば援助費が支給されます。

○認定・不認定の結果は、郵送によりお知らせします。また、支給事務に必要なため、在学する学校へも通知しますので御理解ください。

4 援助の内容等

援助が受けられる主な支給品目と金額は、次のとおりです。

援助の内容	対象学年・援助額				備 考
	東栄小学校		東栄中学校		
新入学児童生徒 学用品費	1年生	年間 51,110円	1年生	年間 57,980円	
学用品費	2～6年生	年間 11,640円	2・3年生	年間 22,740円	
校外活動費	実施学年	実費 (限度額あり)	実施学年	実費 (限度額あり)	臨海学習、宿泊研修、 スキー教室 等
修学旅行費等					修学旅行、 海外派遣事業 等
学校給食費	全学年	実費	全学年	実費	

*援助額は、国の基準等を踏まえて変更する場合があります。

5 問い合わせ先

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

東栄町教育委員会 学校教育係（東栄町大字本郷字大森3-7）

電話 76-0509 FAX 76-0513

就学援助費受給申請書

令和 年 月 日

東栄町教育委員会 殿

申請者（保護者）氏名 _____ ㊟

就学援助費の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

住 所	東栄町大字			連絡先	電話番号	
	氏 名	続柄	生年月日		職業又は在学学校名	所得年間
家庭状況 (児童生徒本人を含む)			S H			
			S H			
			S H			
			S H			
			S H			
			S H			
			S H			
			S H			

申請理由（該当する番号1つに○印をつけてください）

- 1 生活保護を受けている
- 2 生活保護が停止又は廃止された
- 3 町民税が非課税又は減免された
- 4 個人事業税又は固定資産税が減免された
- 5 国民年金の掛金が減免又は国民健康保険料が減免若しくは徴収猶予された
- 6 児童扶養手当が支給された
- 7 生活福祉資金貸付制度の更生資金による貸付けを受けた
- 8 失業対策事業適格者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である
- 9 その他（具体的に _____ ）